## 資料編

- 1. 知名町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱
- 2. 知名町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会名簿

## 1. 知名町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 知名町高齢者保健福祉計画(以下「高齢者保健福祉計画」という。)及び知名町介護保険事業計画(以下「介護保険事業計画」という。)の策定に当たり、保健・医療・福祉関係者等の意見を反映させるため、知名町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を町長に報告する。
  - (1) 高齢者保健福祉計画に関すること。
  - (2) 介護保険事業計画に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる区分ごとに町長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 保健医療関係者
  - (3) 福祉関係者
  - (4) 介護保険の被保険者
  - (5) サービス利用者
  - (6) その他町長が必要と認めた者

(会長及び副会長)

- 第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長を務める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 2. 知名町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会委員名簿

	所属		氏名	備考
会長	町議会	根釜	昭一郎	総務文教厚生委員長
	医師	大藏	聡	大蔵医院
	民生委員児童委員協議会	皆吉	秀一	会長
	歯科医師	日吉	涼子	松下歯科医院
	老人クラブ連合会	淵邊	精四郎	会長
副会長	居宅サービス事業者	宗岡	須賀美	社会福祉協議会
	地域密着型サービス事業者	吉田	森広	株式会社 憩いの森
	施設サービス事業者	坂井	一夫	さくら園
	居宅介護支援事業者	大山	京子	沖永良部徳洲会介護センター
	第1号被保険者	青木	久代	
	第2号被保険者	石上	志乃	
	サービス利用者	持田	幸代	地域支援事業利用者
	サービス利用者家族	吉田	末次	在宅サービス利用者家族
	保健師	中村	里佐子	保健センター長

事務局:保健福祉課